

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 6月17日
【ファンド名】	MHAMグローイング・アジア株式ファンド
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中 村 英 剛
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1 【臨時報告書の提出理由】

MHAMグローイング・アジア株式ファンド(以下「当ファンド」といいます。)につき、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)第24条の5第4項に基づく「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)第29条第2項第14号の規定に従い本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (イ) 信託の終了の年月日

- ・平成26年9月16日(平成26年7月17日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決された場合、信託を終了します。)

### (ロ) 信託の終了に係る決定に至った理由

- ・当ファンドは、信託約款において、受益権の口数が10億口を下回る場合には、信託契約を解約し、信託を終了させることができる旨を規定しています。

現在、当ファンドの受益権口数は10億口を下回る状態が続いており、純資産総額も減少していることから、各マザーファンドにおける費用負担(売買取引当たりでかかる固定費用等)が基準価額に与える影響が大きくなり、運用の基本方針に則った運用を行うことが困難な状況となっています。このような状況を踏まえ、信託契約を解約することが受益者にとって有利と判断し、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了するものです。

### (ハ) 法令に基づき信託の終了に係る決定に関する情報を発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

信託の終了に関する事項は、以下の方法により情報を提供します。

- ・平成26年6月18日現在の当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもって書面決議の通知を發します。